

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会
福祉サービス第三者評価の手法及び手続き等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会（以下「研究会」という。）が実施する福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の手法及び手続き等に関し必要な事項を定める。

(評価の申込)

第2条 研究会が行う第三者評価を受審しようとする事業者は、別紙1「福祉サービス第三者評価受審申込書」（以下「受審申込書」という。）により申し込みを行うものとする。

(契約の締結)

第3条 研究会は、前条の受審申込書を受理したときは、別紙2「福祉サービス第三者評価の実施に関する契約書」（以下「契約書」という。）を締結する。

(事前説明)

第4条 研究会は、前条の契約を締結した後、必要に応じて事業者を訪問し、第三者評価の方法及び手続き等について説明を行うものとする。また、事業者の希望により利用者やその家族への説明会を実施する。

(評価調査者)

第5条 第三者評価は、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会福祉サービス第三者評価事業に関する実施要綱（以下「研究会実施要綱」という。）第6条第2項第1号及び第2号に規定する評価調査者それぞれを1名以上の計2名以上で担当することとし、そのうち主となる評価調査者を主任評価調査者とする。

(評価調査者及び日程の決定)

第6条 研究会は、第三者評価を受けようとする事業者のサービス種別、事業規模等を総合的に勘案して評価調査者人数及び担当評価調査者を決定し、日程等と合わせ事業者に通知する。

(評価の手順)

第7条 研究会が行う評価は、書面調査、利用者調査（ただし、利用者調査は事業者が実施を希望しないときは行わない。）及び訪問調査により行うものとする。

2 評価の結果は、書面調査、利用者調査及び訪問調査の結果を総合し、必要に応じて第14条に定める福祉サービス第三者評価審査委員会の審査を経て研究会理事長が決定する。

(評価の判断)

第8条 評価の判断は、岩手県が定めた岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要領（以下「県実施要領」別記1「岩手県福祉サービス第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき実施する。

2 県実施要領第11条第2号のただし書きの規定に基づき研究会独自の評価基準項目（以下「独自評価基準」という。）を定めることができる。その場合、事業者が独自評価基準に基づく追加評価を希望するときは、別紙3「福祉サービス第三者評価に係る独自評価基準の実施希望依頼書」（以下「希望依頼書」という。）を提出したうえで実施することができる。

(書面調査)

第9条 書面調査は、研究会が指定した事業概要、事業計画など、基礎的書類を提出してもらい、その内容を事前点検して把握するほか、評価基準に基づいて事業者が行う自己評価の結果と確認書類に基づき、評価基準項目ごとにサービスの実施概況を把握する方法により行うものとする。

(利用者調査等)

第10条 研究会は、利用者（家族を含む）の福祉サービスに関する意向を把握するため利用者調査を実施する。ただし、事業者が利用者調査の実施を希望しないときは行わない。

2 調査の方法については、事前に事業者と協議のうえ利用者の意向を反映する適切な方法で行うものとする。

3 利用者調査は、アンケート調査を基本とし調査の信頼性を確保するため、調査方法は次により行うものとする

(ア) アンケート調査は、郵送方法により行うものとする。ただし、事業者がアンケート調査票を調査対象者へ配布するものとする。

(イ) アンケート調査票の回収は、返信用封筒を同封し回答者から直接、研究会へ返送する方法をとる。

4 研究会は、第三者評価の効果をより高め、かつ福祉サービスの質の向上を図るため、事業者の希望又は求めに応じて、利用者家族への面接調査や、職員の自己評価の分析調査その他を行うことができるものとする。

(事前合議)

第11条 評価調査者は、書面調査及び利用者調査の結果を基に、評価調査者全員の合議により、訪問調査における書類点検、ヒヤリング、観察事項等を確認する。

(訪問調査)

第12条 訪問調査は、事前合議の結果を踏まえて、評価調査者が事業所を訪問して行うものとする。

- 2 訪問調査は、原則として2日間で行う。
- 3 訪問調査は、書面調査及び視察、並びに評価基準に沿い事業者の理念・基本方針、組織の運営管理や適切なサービスの実施状況を役職員から聴取するなどにより行うものとする。

(評価結果の取りまとめ)

第13条 評価調査者は、書面調査、利用者調査及び訪問調査の結果を総合的に判断してそれぞれ評価結果をまとめた後、評価調査者全員の合議による評価調査報告書をまとめる。

- 2 評価結果の取りまとめにあたっては、評価項目ごとの判断根拠や、特に評価の高い点、改善を要する点に留意し合議を行うものとする。
- 3 主任評価調査員は、評価調査報告書を最終確認のうえ評価調査報告書として作成し、研究会に報告する。

(第三者評価審査委員会)

第14条 評価調査者から報告された評価調査報告書は、必要に応じて別に定める福祉サービス第三者評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経るものとする。

(評価結果の決定等)

第15条 研究会は、評価調査報告書の提出を受けたときは、内容確認を行うとともに、審査委員会の審査を経た後、評価調査報告書を事業者に送付する。その際、研究会が指定する期日までに挙証資料等を添付して意見を提出することができる旨を告知するとともに、第2号及び第3号についても併せて告知するものとする。

- 2 評価調査報告書の送付を受けた事業者は、評価調査報告書の内容を確認のうえ、意見等の有無を研究会に通知するものとする。

なお、研究会が指定した日までに意見等の有無の意思表示がないときは、研究会は、意見がないものと見なし、評価結果を確定する。

- 3 研究会は、事業者から意見及び挙証資料等の提出があったときは、これを参酌して調整を図ったうえで、最終的な評価調査報告書を確定し事業所に送付する。

なお、事業所の意見が評価調査報告書と重大な意見相違等が認められるときは、研究会は審査委員会の審査を求めなければならない。

(公表)

第16条 研究会は、評価結果の公表を行うときは、事業者から別紙4「福祉サービス第三者評価結果の公表同意書」による同意を得たうえで公表する。

- 2 研究会は、評価結果を公表するときは、公開に添える事業者の意見を求めるものとする。

- 3 評価機関は、評価結果の公表について事業者の同意を得たときは、県実施要領別記2に定める「岩手県福祉サービス第三者評価の結果」（以下「公表の内容」という）に基づ

き研究会のホームページ上で公開するとともに、研究会の事務所に公表書類を備えて、閲覧可能な状態にしておくこと等により公表する。ただし、事業者の同意を得られない場合は、公表は行わない。

- 4 事業者の同意を得た公表内容は、その同意を得た日から30日以内に県に報告する。
- 5 研究会における公表は、県に対する報告を持って替えることができる。
- 6 評価結果の公表期間は3年間とする。なお、公表期間の終了日は、3年目に属する年度の末日までとする

(受審証の交付)

第17条 研究会は、事業者へ福祉サービス第三者評価受審証（別紙5）を交付する。

- 2 受審証の有効期間は、公布の日から3年間とする。

(事業報告・調査)

第18条 研究会は、毎事業年度終了後、岩手県に事業の完結等を報告する。

- 2 研究会は、県が実施する第三者評価の適正な実施を図るための調査及び指導に協力する。

(個人情報等の取扱)

第19条 評価事業の実施に伴う収集する情報は、評価の実施に必要な最小限の情報とし、次の各号の事項を事業者と取り交わす契約書に明記し、遵守すること。

- (1) 評価以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 個人情報が記載された書類は事業所外へ持ち出さないこと。
 - (3) 保存期間経過後は速やかに廃棄すること。
- 2 評価の実施に際して、事業者に対し、事業者が利用者の同意を得る旨の確認を行うこと。
 - 3 利用者調査票及び事業者自己評価票については、個々の回答結果を研究会以外の者が見ることのない回収方法を採用すること。

(関係書類の廃棄)

第20条 評価に用いた関係書類は、公表の有無に関わらず、評価完了後3年を経過した後、裁断、焼却等により確実に破棄する。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究会理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年3月5日（岩手県から認証を受けた日）から施行する。